

## 令和5年度 第2回 枚方市都市計画公聴会の 公述人の意見に対する枚方市の考え方

東部大阪都市計画用途地域の変更、東部大阪都市計画高度地区の変更、東部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更、東部大阪都市計画土地区画整理事業の決定、枚方市立地適正化計画の変更に関する公聴会において公述人から述べられた意見に対しての枚方市の考え方は、次のとおりです。

|   | 都市計画案に係る意見の概要   | 意見に対する枚方市の考え方   |
|---|---|---|
| 1 | <p><b>用途地域の変更について</b><br/>(公述人①)</p> <p>●農業を従来どおり行うため田園住居地域への変更が望ましいと考えます。</p>  | <p>●駅前の街区や将来の土地利用及びサプリ村野の運動施設や支援学校などの既存建物への影響を考慮して、第一種住居地域に指定する考えです。用途地域の指定に加え、地区計画の決定により、周辺環境や景観との調和を図りながら、良好な居住環境を有するみどり豊かで駅前にふさわしい市街地を形成します。</p> <p>また、営農希望者の意向を踏まえ、生産緑地地区の指定による農地保全に取り組む考えです。</p> |
| 2 | <p><b>高度地区の変更について</b><br/>(公述人①)</p> <p>●第三種高度地区の指定により、従来どおり農業を営むことが出来なくなる恐れがあります。20メートルの高さがある建物隣地では、日当たり等の影響を受け、作物の成長が妨げられる恐れがあるのが容易に想像できます。</p> | <p>●用途地域の指定構成に併せて第三種高度地区に指定し、地区計画の住宅地区等において、高さの最高限度12メートルを設定する考えです。</p> <p>また、営農環境を保全するために、生産緑地地区の指定において配置方法を工夫するなど、枚方市村野駅西土地区画整理準備組合（以下、「準備組合」という。）に対して助言や指導等に努めます。</p>                              |
| 3 | <p><b>防火地域及び準防火地域の変更について</b><br/>(公述人①)</p> <p>●農地が隣接するため、農地への被害を抑制するための防火地域にするべきです。</p>  | <p>●用途地域の指定構成に併せて準防火地域に指定する考えです。本市では、高密度に建物が立地し、人口集中により火災時の危険率が高い商業地域や一部の近隣商業地域を優先して防火地域に指定し、木造住宅が主要な構成要素になっている住居系地域の建築物の不燃化を高め、都市全体の防災性を高めるため、準防火地域を指定しています。</p>                                     |
| 4 | <p><b>土地区画整理事業の決定について</b><br/>(公述人①)</p> <p>●大阪府立むらの高等支援学校は施行区域に入れるべきだと考えます。</p>  | <p>●土地区画整理事業は、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るもので、新市街地に</p>   |

|   |  |   |
|---|--|---|
|   | <p>(公述人③)</p> <p>●説明会で、土地区画整理事業は村野西町の自治会は関係ないと言われましたが、サプリ村野のグラウンドは枚方市の財産で、市民である村野西町自治会も関係すると思います。この発言について、もう一度はっきりした意味を聞かせていただきたい。枚方市の担当者は村野西町の者は口出しするなという意味だったのかをもう一度聞きたいと思います。</p>                       | <p>おいては地形・地物を施行区域とするとともに、地区内の土地利用計画や道路計画等に配慮し適切な規模と形状により設定することが望ましいとされています。大阪府立むらの高等支援学校は、整備された道路等により区画されているため、施行区域に含める必要はないと考えます。</p> <p>●都市計画の内容の周知を図るため、村野西町にお住まいの方々に対しましては、個別に説明会を開催し、村野西町自治会を含む村野西町区域は市街化区域への編入を予定していますが、土地区画整理事業の予定区域には含まないことを説明しています。ご意見のとおり、サプリ村野は公共施設であり、利用者である市民の皆様に関係するものと考えています。</p>  |
| 5 | <p>枚方市立地適正化計画の変更について<br/>(公述人①)</p> <p>●村野西地区が居住誘導区域に指定とありますが、営農者を踏みにじることは辞めていただきたい。</p>   | <p>●村野駅西地区は京阪村野駅に面する交通利便性の高い地区のため、居住の誘導を図る居住誘導区域に指定する考えです。また、営農環境を保全するために、生産緑地地区を指定する考えです。</p>  |
| 6 | <p>都市計画手続き等について<br/>(公述人①)</p> <p>●なぜ、環境影響評価の結果の発表前に公聴会を行うのですか。甚だ疑問です。</p> <p>●都市計画のことに理解が足りない地権者に配慮した詳細な説明を求めます。</p> <p>(公述人③)</p> <p>●説明会での説明不足。今回の公述についても一人30分。説明会を永遠に何回も何回もするのではなくて、もう少し村野西町住民の納得い</p> | <p>●公聴会は、都市計画の案を作成しようとする場合において住民の意見を反映するために開催するものです。</p> <p>なお、準備組合において、枚方市環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施しており、環境影響評価の準備書の縦覧は、本市が行う都市計画法第17条の案の縦覧と併せて行うものとされており、令和6年4月頃に併せて縦覧する予定です。</p> <p>●平日と休日に市民説明会を実施し、枚方市ホームページ上での資料掲載、YouTubeによる説明動画の配信など、広く周知に努めてきたところです。しかしながら、都市計画に関する専門的な内容が多く、理解が難しいと思われるため、お問い合わせについて個別に説明させていただきます。</p> <p>●枚方市都市計画公聴会規則第7条に基づき、公述人が意見を述べる時間は、一人につき30分以内としています。なお、村野西町にお住い</p> |

|   |  |  |
|---|--|--|
|   | <p>くような説明会をしていただき、それを受けて公聴会が出来るようなかたちにしていきたい。</p> <p>●説明会で土地区画整理事業の図面が示されましたが、図面は準備組合の提示案でした。枚方市としての計画図が無いのは、枚方市の土地区画整理事業計画が杜撰で瑕疵があり、問題があるのではないのでしょうか。</p> <p>●環境影響評価審査会の現地視察について、自治会長を通じて自治会の方々に伝えていますが、という記事がはっきり載っています。私は、当時、自治会の副会長をしていましたが、そういうことは聞いておりません。村野西町自治会とのやりとりを明確にしていきたい。</p> | <p>の方々に対しましては個別に説明会を開催し、都市計画の内容の周知に努めてきたところでです。</p> <p>●市民説明会では、土地区画整理事業の概要の説明において、準備組合が検討している土地利用計画図をお示しし、都市計画原案の説明において、枚方市の都市計画原案をお示ししました。土地区画整理事業の都市計画決定は、土地利用計画図を定めるものではなく、事業の種類・名称・施行区域・面積を定めるものです。</p> <p>●準備組合から報告を受けており、当時、村野西町自治会の協力を得て、同自治会の回覧により、自治会の皆さまに周知されていることを確認しています。</p> |
| 7 | <p>地権者の合意形成について<br/>(公述人①)</p> <p>●準備組合に入っていない地権者の話を聞かずして、なぜ準備組合の資料を説明会に掲載するのですか。地権者に寄り添わない、意見を吸い上げない組織について、精査もせず、準備組合の意見を聞くのですか。少数意見の握り潰しは避けていただきたい。計画的、良好なまちづくりなんか検討されているとは到底言い難いです。</p>   | <p>●本市は、土地区画整合法第75条に基づき、準備組合に対して技術的援助をしており、準備組合において、地権者等の合意形成や事業の具体化に向けた取り組みが進められていると認識しています。</p> <p>令和5年3月25日開催の準備組合の総会において、都市計画手続きを進めることについて、賛成多数で議決されているため、本市としましては、準備組合に対して、地権者等の合意形成を図るための丁寧な対応など、指導や助言等をしつつ、都市計画法第17条の規定に基づく都市計画の案の縦覧の際に、皆さまのご意見をお伺いする機会を設けるなど、適切に手続きを進めていく考えです。</p> |
| 8 | <p>交通計画について<br/>(公述人②)</p> <p>●支援学校や西地区の住民の方への通り抜けに対する配慮について、交通量の増加に伴い交通事故が懸念されますが、市における対策はありますか。</p>  | <p>●道路交通計画につきましては、準備組合において、道路管理者や警察と協議を重ねているところです。なお、既存の道路交通規制の見直しにあたりましては、村野西町自治会をはじめ地域の皆さまのご意見を踏まえながら検討を進めているところです。</p>  |
| 9 | <p>土地利用計画について<br/>(公述人③)</p> <p>●サブリ村野のグラウンドについて、今回の計</p>  | <p>●京阪村野駅の交通利便性の高い立地特性を</p>  |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | <p>画がそのまま実行されると、一番困るのは利用者だと思います。具体的な計画はこれからだと思いますが、方向付けについての説明がありませんでした。グラウンドについて、少しの面積の減少はあるかもしれないが、利用者には現在と同程度の条件で利用できるように考えている、との回答でした。土地区画整理事業は事業を行うことによって、現在よりも、より良い状態になるように計画するのが本来の目的なのにこの回答は非常に問題があると考えます。</p> <p>●サブリ村野の市有地を減少させる計画は議会での議決とかそういうのが必要になるのではないのでしょうか。市議会か何かで議決されたのでしょうか。</p> | <p>生かし、良好な市街地形成を図るため、市街化区域に編入し、土地区画整理事業を実施することにより、村野駅西地区における公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進が図られます。</p> <p>サブリ村野は、詳細設計が示される段階において、準備組合と協議・調整していきます。整備内容やスケジュール等が決まりましたら、あらためて広報やホームページ等により市民の皆様にお知らせします。</p> <p>●サブリ村野は、都市計画を定めた後に準備組合が、事業実施に向けて詳細設計などを進めるため、現時点でお示しできるものではありませんが、市においては、準備組合と協議・調整していき、整備について具体化が図られた段階で、必要な手続きを進めることとなります。</p> <p>なお、都市計画の案は、市議会の議決ではなく、学識経験のある者・市議会議員・市民により構成される枚方市都市計画審議会の議を経て都市計画決定する必要があるため、本案件における審議会は令和6年夏頃を予定しています。</p> |
| 10 | <p>災害時協力井戸の活用について<br/>(公述人②)</p> <p>●能登半島地震の教訓から、市はこの地域にある3台の井戸の活用をどのように考えていますか。サブリ村野や予定されている駅前公園への送水などにより、公園の避難場所としての利用も考えていいのではないのでしょうか。</p>  | <p>●災害時における給水体制の整備としましては、枚方市地域防災計画に示すとおり、給水車や仮設給水栓等による応急給水の体制整備や災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活用水の確保に努めており、現在、市がサブリ村野用地内に災害時に使用できる井戸を整備する考えはございません。</p>  |
| 11 | <p>工事による影響等について<br/>(公述人③)</p> <p>●グラウンドの防球ネットについて、村野西町の自治会の住民に対してどういう影響があるかということを考えて計画を立てておられるかどうかを聞かせていただきたい。電波障害が起るといふこともよく理解して欲しい。</p> <p>●雨水貯留施設の建設工事というのが計画図面に入っていますが、工事による村野西町自治会住民への住居に対する振動を含めたところの環境影響をどのように考え、影響があった際の解決策を考えているのかを明らかにしてください。</p>  | <p>●準備組合において、枚方市環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施しており、電波障害等の予測結果につきましては、令和6年4月頃に環境影響評価準備書として縦覧される予定です。</p> <p>●準備組合は、環境影響評価準備書の縦覧期間中の令和6年4月頃に、関係する地域の皆さまに対して説明会を開催する予定です。また、工事に着手する前にも工事説明会を開催する予定です。</p>   |